

第24回 新潟市景観審議会 議事録

開催年月日	平成26年11月27日(木) 午後1時30分～午後4時30分		
開催場所	新潟市役所本庁舎 本館 6階 議会第3委員会室		
	委員氏名	出・欠	備考
会長	大熊 孝	出	
会長職務代行	西村 伸也	出	
	岡崎 篤行	出	
	山中 知彦	出	
	村山 和恵	出	
	高松 智子	出	
	長谷川 美香	出	
	砂田 徹也	出	
	渡邊 聖子	出	議事録署名
	中村 脩	出	
	丸田 滋彦	出	議事録署名
	佐原 まき	出	
	植木 陽香	出	
	渡部 幸之助	出	
	番場 優	出	
	池田 洋子	出	
	渡邊 英慎	出	
	遠藤 修司		欠
	窪田 勝夫		欠
	丸山 朝夫	出	

(玉木まちづくり推進室長)

まだ、お見えになっていない方がいらっしゃると思いますが、時間を過ぎておりますので始めさせていただきます。ただいまから、第24回新潟市景観審議会を始めさせていただきます。本日は、ご多忙のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日の会議の進行を務めさせていただきます、都市計画課まちづくり推進室室長の玉木と申します。よろしくお願いたします。

会議は、お手元に配付させていただきました次第の順に進めさせていただきます。最初に第13期新潟市景観審議会委員への委嘱状の交付について、本来であればお一人おひとりにお渡しすべきところですが、時間の都合もございますので、誠に失礼かとは存じますが、皆様の机の上に委嘱状を置いてございますので、これをもちまして、委嘱状の交付に代えさせていただきますと存じます。なお、任期は平成28年8月31日までとなっております。どうぞよろしくお願いたします。

続きまして、会議に先立ちまして、池田博俊都市政策部長よりごあいさつを申し上げます。

(池田都市政策部長)

都市政策部長の池田でございます。

今回、第13期の新潟市景観審議会ということで委嘱させていただきました。これまでの引き続きの方、それから新たに委員をお願いさせていただく方、よろしくお願いたします。とりわけ公募をいただきました。丸田様、佐原様、植木様、自らのご意思ですばらしいレポートを出していただきまして、新潟の景観にかかわっていただけるということで、大変、期待申し上げます。よろしくお願いたします。新潟市の景観審議会につきましては、物事をただ決めるという形だけの審議会ということで考えてはおりません。議論して、まだまだ形にならないうちから、皆様のご意見や、新潟市の景観に寄せる思いといったことを話し合っていていただいて、そこからルール、あるいは景観の姿といったことを見定めていきたい。そういう運営を心掛けております。今、われわれが新潟の景観で一番注目しておりますのは、いわゆる新潟の都心の軸。駅から万代、萬代橋を通過して古町といった都心の軸の景観がどうあるべきか。これをもっと磨き上げて、新潟の魅力にするにはどうするか。そこが一番の課題となっております。その上で、都心の軸と自然の軸である信濃川の交差するXのところ。ここを中心とした景観、ここには皆さんのいろいろな思いがあると思いますし、新潟市民のプライドがあると思っております。この景観をどうするか。さらには、都心軸から枝が伸びて、花が開いております古町花街や湊町といった歴史的なエリアといったところの景観一つ一つを丁寧にどう育て、どう磨き上げて、どう育てていくか。こういったことも大きな課題として考えております。これまで、3年くらい、そこをテーマに、課題に、ずっと

皆さんから議論いただいているのですが、もうこの13期の皆さんでそれを形にさせていただきたいと思っております。ぜひとも闊達なご議論、ご意見をいただいて、新潟らしい市民が誇れる景観づくりに、皆さん方からご協力をいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

(玉木まちづくり推進室長)

次に、景観審議会委員のご紹介に入ります。改選により委員の交替もございましたので、こちらで委員のお名前をご紹介させていただきます。

新潟大学名誉教授の大熊孝様です。

(大熊委員)

大熊です。よろしくお願いいたします。

(玉木まちづくり推進室長)

新潟大学工学部教授の西村伸也様です。

(西村委員)

西村です。よろしくお願いいたします。

(玉木まちづくり推進室長)

新潟大学工学部教授の岡崎篤行様です。

(岡崎委員)

岡崎です。よろしくお願いいたします。

(玉木まちづくり推進室長)

新潟県立大学国際地域学部教授の山中知彦様です。

(山中委員)

山中です。よろしくお願いいたします。

(玉木まちづくり推進室長)

新潟青陵大学短期大学部助教の村山和恵様です。

(村山委員)

村山です。よろしくお願いいたします。

(玉木まちづくり推進室長)

ユニバーサルカラープランナー協会会長の高松智子様です。

(高松委員)

高松でございます。よろしくお願いいたします。

(玉木まちづくり推進室長)

NPO法人まちづくり学校校長の長谷川美香様です。

(長谷川委員)

長谷川です。よろしくお願ひいたします。

(玉木まちづくり推進室長)

弁護士の砂田徹也様です。

(砂田委員)

砂田です。よろしくお願ひします。

(玉木まちづくり推進室長)

新潟市消費者協会新潟支部理事の渡邊聖子様です。

(渡邊委員)

渡邊です。よろしくお願ひいたします。

(玉木まちづくり推進室長)

写真家の中村脩様です。

(中村委員)

中村です。よろしくお願ひします。

(玉木まちづくり推進室長)

公募委員の丸田滋彦様です。

(丸田委員)

丸田です。よろしくお願ひします。

(玉木まちづくり推進室長)

公募委員の佐原まき様です。

(佐原委員)

佐原です。よろしくお願ひいたします。

(玉木まちづくり推進室長)

公募委員の植木陽香様です。

(植木委員)

植木と申します。よろしくお願ひいたします。

(玉木まちづくり推進室長)

一般社団法人新潟市建設業協会評議員の渡部幸之助様です。

(渡部委員)

渡部でございます。よろしくお願ひいたします。

(玉木まちづくり推進室長)

一般社団法人新潟県建築士会新潟支部の番場優様です。

(番場委員)

番場です。よろしくお願ひいたします。

(玉木まちづくり推進室長)

新潟県広告美術業協同組合の池田洋子様です。

(池田委員)

池田です。よろしくお願ひします。

(玉木まちづくり推進室長)

一般社団法人新潟市造園建設業協会理事長の渡邊英愼様です。

(渡邊委員)

渡邊です。よろしくお願ひします。

(玉木まちづくり推進室長)

新潟県新潟地域振興局地域整備部長の丸山朝夫様です。

(丸山委員)

丸山です。よろしくお願ひします。

(玉木まちづくり推進室長)

なお、国土交通省北陸地方整備局建政部都市調整官の窪田勝夫様、一般社団法人新潟県商工会議所連合会専務理事の遠藤修司様。以上、2名におかれましては、本日、ご欠席であることを報告いたします。

次に、事務局を紹介させていただきます。都市政策部都市計画課長の鈴木です。

(鈴木都市計画課長)

鈴木です。よろしくお願ひします。

(玉木まちづくり推進室長)

同じく景観担当係長の渡辺です。

(渡辺景観担当係長)

渡辺です。よろしくお願ひします。

(玉木まちづくり推進室長)

同じく主査の小林です。

(小林主査)

小林です。よろしくお願ひいたします。

(玉木まちづくり推進室長)

同じく副主査の加藤です。

(加藤副主査)

加藤です。よろしくお願ひいたします。

(玉木まちづくり推進室長)

次に、本日、配付資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をご覧ください。上から順に、本日の次第、座席表、第13期新潟市景観審議会委員名簿。ここまでA4の紙一枚ずつとなっております。次からが説明資料でございますが、カラーの「第24回新潟市景観審議会」と書かれた資料です。二つ目が、「萬代橋周辺のきめ細やかな景観ルールづくりについて」、次に「景観重要建造物の指定について」、以上6点でございます。不足などございませんでしょうか。

次に、会議の進め方等についてご説明させていただきます。本会議は議事録作成のため録音しておりますので、必ずマイクを使用のうえお名前をお願いいたします。マイクの使用方法ですが、発言の際にマイクを自分のほうに向けて手元のボタンを押してください。マイクを入れると赤いランプが点灯しますので、このランプの点灯をご確認のうえ、発言をお願いいたします。発言が終わりましたら再度ボタンを押していただき、赤いランプが消えたことを確認していただきたいと思ひます。なお、本会議は公開することとなっておりますので、作成した議事録はホームページなどに掲載いたします。あらかじめご了承ください。

それでは、議事に入ります。本日は、第13期景観審議会として初めての会議でありますので、会長の選出までこのまま事務局で議事の進行を続けさせていただきたいと思ひますがよろしいでしょうか。ご異議ないようですので、このまま事務局で進行させていただきます。

ここで傍聴者の撮影について、委員の皆様にお諮りいたします。本日は、撮影を希望します傍聴者や報道関係者の方がいらっしゃいます。本来、撮影は会長が許可することとなっておりますが、会長がまだ選出されておられません。撮影については、先に会長を選出し、会長の許可後からとしたいと思ひますが、皆様、いかがでしょうか。ご異議ありませんか。それでは、傍聴席の方、撮影については、会長の許可があるまで、しばらく控えていただきますよう、お願ひいたします。

次に、本審議会の成立についてです。本日の審議会は、20名の委員のうち18名の方が出席でございますので、新潟市景観審議会規則第5条第2項の規定により、委員の定数の半数以上が出席しておりますので、会議が成立しておりますことをご報告いたします。それでは、議事の一つ目に入ります。

審議会会長及び会長職務代理者の選出についてです。新潟市景観審議会規則第4条第1項の規定により、会長は委員の互選により決めることとなっております。会長の選出について、いかがいたしましょうか。会長の選出について、何かご意見をお願ひいたします。

(渡邊委員)

事務局一任でどうでしょうか。

(玉木まちづくり推進室長)

ただいま、事務局一任という声があがりました。ほかにございませんか。

(高松委員)

引き続きまして、大熊先生にお願いしたいと存じます。

(玉木まちづくり推進室長)

ただいま、高松委員から、大熊委員に引き続き、会長をとという意見がございました。ほかの方はいかがでしょうか。ご異議ないでしょうか。異議なしの声がございましたので、それでは、大熊委員に会長をお願いしたいと思います。

それでは、大熊委員には、会長席にお移りいただきたいと思います。そして、一言、ごあいさつをお願いいたします。

(大熊会長)

大熊です。景観審議会の会長にご指名いただき、大変光栄に存じます。小磯先生から引き継いで何年になるのか分からないのですけれども、私も72歳を超えたので、そろそろ引退したいと思っていたのですけれども、もう一期やらせていただきますので、よろしくご支援のほど、よろしくお願いいたします。

(玉木まちづくり推進室長)

ありがとうございます。

ここでは、会長と事務局で議事の進行について打ち合わせをするため、1分程度、お時間をいただきたいと思います。しばらくお待ちください。

(玉木まちづくり推進室長)

では、会長、よろしくお願いします。

(大熊会長)

まず最初、先ほど、話がありました、傍聴者の写真撮影の件ですけれども、今日は傍聴の方が4名おられます。そのうち、3者の方が報道関係ということでございます。写真撮影を希望されておられますので、新潟市景観審議会の傍聴に関する要領4の③により撮影を許可したいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、会議に入ります。まず、新潟市景観審議会規則第4条第3項により、第13期の景観審議会における会長職務代行者を指名させていただきます。会長職務代行者は西村委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。西村先生、よろしくお願いいたします。

それから、同じく新潟市景観審議会運営規定第3条により議事録署名委員を決める必要が

あります。議事録署名委員は、事務局が作成する議事録の内容を確認し、よろしければ署名いただく委員で、2名を指名させていただきます。それでは、議事録署名委員には、新しい委員の方ですけれども、渡邊聖子委員と丸田委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。従来、新しい人にやってもらうような慣行になっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。今日の議事は、報告が主体で、何か結論を得るというものではございませんけれども、皆さんからいろいろご意見をいただきたいと思っております。まず、事務局から一括してご説明をお願いいたします。

(事務局)

本日、ご報告させていただきます事案につきましては、スクリーンに書いてございます。これは次第と同じになりますが、主に三つのこととさせていただきます。まず、一番最初は、特別区域、それから景観重要建造物の指定、最後に両方兼ねての今後のスケジュールということについて、ご説明させていただきます。まず、一つ目、特別区域につきましては、中央区の旧齋藤家別邸を含めました白壁通り周辺地区と、またこの審議会でも何度かご報告させていただいております、萬代橋周辺地区の2地区につきまして、地区の特性に応じたきめ細やかな景観ルールを新たに定めたいと考えてございます。

二つ目は、(2)でございますが、景観重要建造物の指定についてです。新潟県内初となります景観法に基づく景観重要建造物の指定をさせていただくことにより、将来にわたって建物など、適正に保全していくためのものです。本日は、制度概要や指定基準、指定の候補についてご説明させていただきます。最後に、これら二つの案件につきまして、最終的には本審議会へ諮問し、答申をいただくこととなりますので、共通事項として、今後のスケジュールも合わせてご説明させていただきます。

はじめに、新潟市の景観計画と特別区域の概要について、説明させていただきます。新潟市は平成19年4月、景観法に基づきます、景観計画を定めており、市内全域を景観計画の区域と定めています。景観計画の区域には、地域の特性に応じた景観形成を進める必要がある区域として、特別区域、また、それ以外を一般区域に分類し、それぞれの区域に応じまして、一定規模の建築行為等に対して、届け出が必要となっております。また、特別区域を定めるにあたっては、本審議会からの意見を聞かなければならないことになってございます。現在、特別区域といたしましては、皆さん方の資料にも配付してございますが、中央区の二葉町1丁目1区地区。図面で言いますと上の日本海側にあります区域、赤く塗られている部分と、信濃川本川大橋下流沿岸地区、これは信濃川沿いの右岸、左岸になります。この二つの地区を指定しております。二葉町1丁目1区地区は、住民の発意により都心に近接した閑静な住

みよい住宅地の景観づくりとして、届け出の対象を一般住宅規模、いわゆる一宅地から都市住環境の保全を目的に景観形成基準を定めております。また、信濃川本川大橋下流沿岸地区、信濃川の右岸、左岸でございますが、信濃川沿いや対岸からの眺望に配慮することとし、建築物の高さを一律 50 メートル以下の高さ規制をしてございます。本日は、特別区域に白壁通り周辺地区と萬代橋周辺地区を新たに追加し、また現行の信濃川本川大橋下流沿岸地区の区域を変更するものでございます。

今度は、制度の話をしていただきたいと思います。次に、景観計画に定める事項でございます。特別区域の範囲、また景観形成の方針、建築物の工作物、植栽のルールを定めた景観形成基準、さらには屋外広告物の大きさ、色彩等の基準についても定めることになってございます。本日は、新たに指定を考えております 2 地区の内容についてご説明をさせていただき、委員の皆様からご意見をいただきたいと思いますと考えてございます。

次に、二つ目の案件でございます。景観重要建造物についてです。これは地域の景観の特徴を有し、地域の景観形成の上でも重要な建造物を景観法という法律に基づいて指定することです。これにより、改修にあたっては、市長の許可こそ必要になりますが、建築基準法上の関係法令の緩和、また改修に対して市からの助成などの支援が可能になる制度でございます。本日は、景観重要建造物の指定基準等をご説明させていただきまして、その後に指定の候補と、また今後のスケジュールについても併せてご報告させていただきます。

なお、それぞれ関連のある内容でございますので、(1) の特別区域から (3) の今後のスケジュールまでは事務局が一括して説明させていただき、その後、意見、ご質問は地区ごとにお伺いしたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。それでは、詳細な内容につきましては、担当よりご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

(事務局)

私からは、白壁通り周辺地区の追加について、ご説明させていただきます。流れとしましては、まず、地区の概況とこの地区での景観形成の経緯についてご説明いたします。次に、特別区域、景観のルールの案についてご説明させていただきます。まず、地区の概況と景観形成の経緯についてご説明いたします。この地区は、新潟市中央区の古町周辺から北西に位置しておりまして、市の施設である旧齋藤家別邸のほか、江戸時代から続く料亭の行形亭、明治期に建築された実業家の旧別荘である北方文化博物館新潟分館といった歴史的な建造物が建ち並んでおり、伝統的な景観を感じられる区域となっております。こちらが旧齋藤家別邸の外観となっております。平成 23 年度に整備工事を行いまして、平成 24 年度から一般の方に公開されております。こちらは、旧齋藤家別邸の隣に位置しております、料亭の行形亭です。このように、この地区は、湊町新潟の伝統的な景観をよく残している地区であること

から、平成 24 年 2 月から住民の方などとともに景観のルールや建物の保全、道路の整備など、景観づくりにつつまして勉強会を重ねてまいりました。このたび、地区内の伝統的な景観を維持・向上を図るために、景観法に基づきまして、この地区の特性に応じた景観のルール、景観計画を定めていきたいと考えております。以上が、地区の概況及び景観形成の経緯となります。

続きまして、現在、検討しております、旧齋藤家別邸周辺の特別区域、景観のルールの案について、ご説明させていただきます。まず、特別区域の範囲についてでございます。特別区域としましては、画面の緑色の線で表示されました、通称白壁通りと呼ばれる道路に面する一団の敷地の部分。画面で言いますと、赤い線で囲まれている部分です。こちらをその区域として指定したいと考えております。面積は約 1.6 ヘクタールとなっております。

特別区域の名称につきましては、白壁通り周辺地区としたいと考えております。白壁通りという呼称は、この写真にもございますように、道路の両側に並ぶ土蔵の漆喰の白い壁が並んでいることから、このように呼ばれておりまして、市民の皆様方からも親しまれている呼称でありますので、この名称を用いていきたいと考えております。

続きまして、景観形成のコンセプト、方針についてご説明いたします。この地区におきましては、まちなみを構成する歴史的建造物の保全を図り、歴史的な佇まいと伝統文化が薫る景観づくりを進めていきたいと考えております。また、建造物だけではなく、塀越しに見える黒松なども景観上、重要であると考えておりますので、敷地内の樹木の適切な維持・管理に努め、緑多い景観づくりを進めていきたいと考えております。このような方針、考えのもと、景観の具体的な基準の案を検討しておりますので、その案につきまして、引き続き、ご説明させていただきます。

まず、届け出、規制の対象となる行為についてご説明いたします。まず、建築物や工作物につきましては、その高さや床面積の規模にかかわらず、新築、増築、改築、移転のすべての行為を届け出の対象としたいと考えております。これに加えまして、道路から見える部分の外観を変更する、改修する場合も、届け出の対象として考えております。また、木竹につきましては、新たに植栽または伐採する場合を届け出の対象としたいと考えております。なお、このほかの一般の区域につきましては、建築物の届け出対象は高さ 15 メートル超または延べ床面積が 1,000 平米超となっております、これと比較するとかなり厳しい内容となっております。次に、建物の具体的な基準についてご説明させていただきます。まず、建物の高さについてですが、地盤面から 12 メートル以下、かつ 3 階建て以下としたいと考えております。これは、旧齋藤家別邸の母屋、一番大きい建物の最高の高さが 10 メートル強ということをご考慮しながら定めております。なお、この地区を含む西大畑周辺の地区につきまして

は、都市計画によりまして、最高高さが20メートルに制限されております。それに加えて、さらに厳しくするという形になっております。また、3階以上の壁面につきましては、通り側の圧迫感を考慮し、後退するよう定めております。

建物の形態意匠につきましては、歴史的な建物が建ち並ぶ景観に調和するような形態意匠とするとし、屋根の形状につきましては、こう配のついた屋根にすること。使用する材料につきましては、木材や漆喰、石、瓦など、伝統的な素材を積極的に利用することを定めております。建物の色についてですが、屋根につきましては、瓦などの伝統的な屋根材を意識いたしまして、黒やグレー系を基本と考えております。また、外部の建具などにつきましては、木製の建具などを意識しまして、茶系もしくは黒褐色を基本としております。建物の外壁の色につきましては、地区内の外壁の一部について、現地の調査を行いまして、検討いたしました。基準としましては、マンセル値の表現で色相がR、YR、Y、茶系色の場合につきましては、彩度が4以下、その他の色相の場合は、彩度2以下とするように定めております。一般の区域の彩度の基準が6以下となっておりますので、これよりは厳しい基準となっております。こちらは代表的な各色相の見本ということになっております。これ以外にも色はございますが、参考としてご紹介させていただきます。また、プロジェクターでの表示ですので、本来のマンセルの色彩とは若干異なりますが、参考に見ていただければと思います。彩度4までの色相は、赤い枠で囲んである部分になっております。彩度2までの色相につきましては、青い枠で囲んである部分となります。建物の外壁の色は、赤、または青枠にあるような色から選んでいただくような形になっています。

また、建物本体だけではなく、それに附属する建築設備などにつきましても、基準を定めたいと考えております。室外機や屋外の配管などにつきましては、道路から見える位置には設置しないこととし、やむを得ず見える位置に設ける場合は、格子や植栽などにより見えなように工夫していただきたいと思っております。また、近年普及しております、太陽光発電設備につきましても、道路から見える位置になるべく設置しないように定めております。また、この白壁通りには、建物に附属する門や塀も景観の特徴であると考えておりますので、これらにつきましても、基準を規定したいと考えております。まず、素材については、建物本体と同様に木材や漆喰など、伝統的なものを使用するよう定めております。また、住宅などの母屋が道路から後退している場合は、門や塀をできるだけ設置するようにしまして、まちなみの連続性を確保するようという形で定めております。

さらに建物の外構についても基準を設けていきたいと考えております。すでにある既存の庭につきましては、できる限り、保全、活用していただきたいと考えています。また、屋外に駐車スペースを設ける場合や、ごみ集積所、駐車場等を設置する場合は、板塀や生け垣な

どにより修景に努めることを定めております。また、門や塀で構成されている景観であることを考慮しまして、道路境界沿いに門や塀を設けない場合は、生け垣等により緑化に努めるということにしております。以上が、建築物とそれに附属する塀などに関する基準となっております。

続きまして、建築物以外の工作物についてご説明いたします。工作物とは、例えば、街路灯や、あるいは建築物を伴わない駐車場のフェンスや塀といった類いのものが例としてあげられます。まず、高さの基準についてです。高さは建物と同じく 12 メートル以下としておりまして、さらに周囲の建築物より突出したものとしないこととしております。色彩は板塀の黒色や漆喰の白色、あるいは建物の木材の外壁を考慮しまして、黒系統や白系統、あるいは低彩度、低明度の茶系統を基調としたものと定めております。工作物の形態意匠につきましましては、景観と調和するようなものとしまして、仕上げについてはまちなみと調和するような修景措置を施すよう規定しております。また、自動販売機につきましましては、原則設置しないこととしまして、やむを得ず設置する場合は、周辺の景観に調和した色彩とするよう規定しております。

木竹の伐採、植栽についても、届け出の対象ということで考えておりますので、その基準も定めております。まず塀越しに見える黒松などの既存の樹木は保全するとともに、道路沿いには高木を配置することを定めております。また、現在、ある樹木で樹高 5 メートルを超えるものにつきましましては、伐採しないよう努めるとともに、伐採する場合は、これに代わる樹木を植えることとしております。5 メートルという高さは、今、白壁通り沿いに植栽されています、既存の樹木の高さを意識して定めております。

最後に屋外広告物に関する基準でございます。屋外広告物につきましましては、景観法の届け出の対象になりませんが、景観計画の定めにした屋外広告条例を定めることとなっております。まず、自己の営業内容以外の屋外広告物を非自家用広告と呼んでおりますが、この設置を制限したいと考えております。また、光源が点滅するネオンサイン等は設置しないこと。広告の色彩は原色としないことと定めております。

白壁通りの周辺地区の特別区域の案としましては、以上のような内容を現段階で検討しております。本日の審議会では、特に建物の色彩や外構の基準、あるいは屋外広告物の基準といった景観のルールの中身について、委員の皆様のご意見を頂戴できればと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

続きまして、萬代橋周辺のきめ細やかな景観ルールづくりについて説明いたします。萬代橋周辺の景観づくりについては、平成 21 年第 16 回景観審議会、平成 25 年の第 21 回景観審

議会において議論していただきました。その際、出されたご意見から、萬代橋を眺める視点はどこがよいのかという視点場調査の結果や萬代橋周辺の景観づくりについて、今後の考え方や方向性を提示させていただき、ご意見をいただければと思っております。流れといたしまして、まず現行の景観ルールのおさらいと萬代橋周辺での新たな景観ルールを決めていく必要があるのではということ。二つ目は、これまでの審議会でのご意見を紹介させていただきます。三つ目は、その審議会のご意見に基づき、昨年度、行いました「萬代橋が見える景色づくり」の視点場の調査結果をご報告いたします。四つ目は、萬代橋を中心とした景観づくりをどうしていくか。今後の方向性を説明させていただきます。

まず、一つ目です。現行の景観ルールと萬代橋周辺の景観ルールの必要性です。現行の新潟市景観条例について、平成16年、国の景観法施行を受けまして、平成19年景観計画策定と併せ施行しました。信濃川本川大橋から下流域について、本市を代表とする景観であり、将来にわたって市民共通の資産として景観形成を図るべき地区であるとし、特別区域であります、信濃川本川大橋下流沿岸地区として指定させていただきました。こちらが、信濃川の下流の図であります。この赤い範囲が信濃川本川大橋下流沿岸地区となっております。詳細なルールといたしまして、建物の色彩について、マンセル値の彩度6以下とすることなどの一般区域の基準に加え、セットバックなどにより歩行者に圧迫感を与えないことやスカイラインの連続性を保つため、建築物の高さを50メートル以下とすることなどと定めております。景観条例が策定される前の平成15年当時につきましては、信濃川沿い周辺の建物高さを超えるマンション計画が集中したことによりまして、信濃川空間を守るため、緊急避難的に特別区域を指定させていただきました。それから、一定期間が経過し、萬代橋周辺の地域について、今後も赤い部分の信濃川特別区域と同じ一律のルールは、萬代橋という地域の特性を活かした良好な景観づくりに影響を与えてはいないかどうかということ。建物の高さの検討に加えて色彩のルール、広告物の規制など、きめ細やかなルールづくりが必要なのではと考えております。

続きまして、萬代橋周辺の景観づくりについて、過去の審議会でもいただきましたご意見について、報告させていただきます。平成21年3月に、第16回景観審議会で開催させていただきました。きめ細やかなルールというテーマの中で、高さ50メートルという基準は信濃川らしい空間づくりに影響を与えてはいないかという問いかけについて、建物の高さというよりも、スカイラインが一定であることが大事なのではというご意見や、萬代橋周辺は他の沿岸地区とは別物であり、特別な場所であるというご意見。また屋外広告物の種類や場所に応じた規制をするべきなのではというご意見がありました。平成25年4月の第21回景観審議会においては、このときもきめ細やかなルールづくりというテーマの中で、建築物の高さを

一旦 30 メートルで規制し、まちづくりにより影響を与える計画については、高さを緩和できるとした案を提示させていただきました。また、萬代橋周辺において、その魅力を維持向上しているかどうか。また、萬代橋からみたときの眺望についても、お聞きいたしました。ご意見といたしましては、緩和の条件については、まちづくりにより影響を与えるものというよりも、景観に配慮したものに絞ったほうがよいのではというご意見。また、萬代橋から見る眺めも大事であるが、それよりも萬代橋を見るとき眺めが大事なのでは。また、萬代橋がきれいに見える背景について、そのルールづくりが必要で、それには萬代橋をどこから見るのがよいのかという視点場の調査が必要なのではというご意見がありました。そこで、第 21 回景観審議会のご意見を受けまして、昨年度、萬代橋を眺める場所、すなわち視点場はどこなのかを抽出する作業を行いました。萬代橋が見える景色づくりの視点場の調査結果について、ご報告させていただきます。まず、調査の流れについては、スライドに表示しているような流れとなります。まず、現地調査、有識者の方へヒアリング調査を行いまして、それらをもとに回遊動線を抽出しました。そして、その回遊動線を踏まえまして、萬代橋を眺める視点場の位置を抽出することで、萬代橋周辺の景観のルールづくりに反映させていこうと考えております。ヒアリング調査は、萬代橋誕生祭実行委員長の鈴木様、萬代橋周辺まちづくり協議会委員でホテルオークラ新潟の橋様、写真家の中村様よりご協力いただきました。萬代橋の近接した場所からの眺めがよいとのご意見が最も多く、やや離れた場所として柳都大橋、NST からの眺めがあげられました。そして、まちなかやすらぎ堤とのつながり、またイベント会場として利用される場を考慮して、回遊動線を抽出しました。そして、これらイベント開催場所などをまとめ、萬代橋を眺める視点場として抽出したものが、こちらの図になっております。図のうち、ピンク色の丸、赤色の丸で示している部分がサンセットカフェ、やすらぎ堤川まつりのイベントなど、人が多く集まる場所を示しています。そして、青丸は、回遊動線とやすらぎ堤、港湾緑地が交差する場所を示しております。緑の丸は、萬代橋の特徴であります。花崗岩の重厚な外観と六連のアーチをより身近に感じられる場所を示しております。これらのうち、NST 社屋付近などの色が重複している視点場を集約し、全部で 18 か所の視点場を選びました。市民、事業者、専門家、行政関係団体で構成する萬代橋周辺まちづくり協議会にてご報告させていただきましたところ、どこから見る萬代橋がよいか。視点場総選挙のようなもので市民の皆さんに聞いたほうがよいのではといったご意見をいただきました。

そこで、どこから眺めた萬代橋がきれいに見えるのか参考とするため、10 月の後半から約 2 週間、フェイスブックにて皆さんから投票していただきました。投票者数は 205 人、投票総数は 354 件の「いいね」をいただきました。男女別、年代別は、ご覧のとおり割合でし

た。投票結果については、萬代橋がきれいに見える投票していただいた上位6枚の視点を紹介します。最も多かったのは、朱鷺メッセ展望室より眺めた視点場18、次に多かったのは川端町橋側付近より眺めた視点場5でありました。次に多かったのが、万代側の橋のたもとから眺めた視点場8や視点場10、以下メディアシップ展望室や万代ビルボードプレイスから眺めた視点場についてもよいとの結果でありました。視点場の調査結果や審議会のご意見を参考にいたしまして、萬代橋周辺における景観形成をどうしていくか。景観ルールづくりの方向性について説明させていただきます。まず、範囲といたしまして、萬代橋を中心とする上流側の八千代橋付近から、下流側の柳都大橋付近までの信濃川右岸、左岸で検討しております。

次に、景観ルールの考え方についてです。調査や視点場総選挙で得られました視点場、そこから眺めるときに、何を重要視して景観のルールづくりを考えていくべきか。例えば、建物の高さであったり、萬代橋の特徴である花崗岩の重厚感、六連のアーチの律動感の感じ方。時間や日当たりによる萬代橋の見え方。背景となる建物や鉄塔。屋外広告物の状況といった観点から景観のルールを作ってはどうかと考えております。この考え方について、写真を見ながら少し補足したいと思います。

この写真は、NTT東日本の付近のやすらぎ堤からの写真です。視点場総選挙では12位と比較的人気がなかった眺めであります。この写真では、萬代橋を見やすくするためにどうしていくべきか。背景には中高層のマンションが建っておりますが、これを例えば、高さ30メートルにすると、萬代橋を眺めるときに、萬代橋が一番大きなものとして認識することができ、見やすいと感じるのではないのでしょうか。この写真は、ホテルオークラの付近のやすらぎ堤からの写真で、視点場総選挙では2番目に多く眺めがよいとの結果でありました。ここでは萬代橋の特徴であります、花崗岩の重厚感、六連のアーチの律動感がよく感じられる場所ではないかと思えます。また、背景に見える建物も比較的少ないのではないかと思えます。一方、こちらはNST社屋のデッキ付近からの写真で、視点場総選挙では12位でした。こちらからは萬代橋のアーチは認識できますが、花崗岩の重厚感は距離が離れているため、あまり感じられない場所ではないかと思えます。萬代橋を見たいもので考えると、周囲にあるものによりじゃまされています。続いて、この写真は、萬代橋近く下流側からの写真で、視点場総選挙では11位でした。下流側からは、一日の多くの時間が逆光になり、萬代橋の壁面は日陰になり、暗く見えてきます。このように日の当たり方で、萬代橋の見え方が変わります。こちらも萬代橋の近く、右岸の上流部からの眺めで、視点場総選挙では3位でした。夕方になりますと、夕日に照らされた萬代橋を眺めることができます。これはほぼ同じ場所からの日中の写真です。先ほどの時間と比較しますと、萬代橋の背景の建物、NTTの鉄塔

の広告物が目に入ってきやすくなってはいないでしょうか。

このように場所や時間、日の当たり方、背景の建物によって萬代橋の見え方は変わってきますので、この点を考慮して、視点場から眺めるときに何を重要視すべきか検討が必要であると考えております。

次に、萬代橋周辺の景観で大切なものの開放感についてです。開放感に大きな影響があるのが、川沿いの建物の高さです。これにつきましては、国土交通省が作成しております、河川景観ガイドラインを参考に、川幅と建物高さの関係から考えてみてはどうかと提案いたします。このガイドラインでは、建物の高さに対し、川幅が4倍以上ありますと、開放感が卓越するとしています。信濃川の川幅を約300メートル程度とすると、建物高さが75メートル以下であれば、開放感が卓越するということとなります。写真は、信濃川右岸側のおおよその建物の高さ50メートル規制の赤ラインを示しております。メディアシップは川沿いから少し離れておりますが、105メートルと高くなっております。こちらの写真も、同じく右岸側の写真です。マンションが84メートルと最も高くなっております。こちらは左岸側です。高いもので50メートル弱となっていることが分かります。こちらも左岸側の写真です。建物は50メートル以下ですが、鉄塔が50メートルを超えております。これまでの写真でも分かりますが、視点場から萬代橋を眺める場合、必ず建物などが背景に出てきます。萬代橋をきれいに见てもらうために、背景となる建物などにはどのようなルールが必要か。これについても検討を進めております。

考え方といたしましては、それら背景となる建物や広告物の大きさや色がポイントではないかと考えております。これは、萬代橋の上流部、右岸側からの写真ですが、萬代橋を見やすくするために背景の建物の色や広告物の有無、色、鉄塔の色などが変われば、萬代橋も見やすくなるのではないかと考えております。萬代橋の下流側は、先ほども説明させていただきましたとおり、日中は逆光になる時間帯が多く、上流側と比べ、萬代橋が暗く見えます。しかし、背景となる建物が明るいため、萬代橋が見やすくなってはいないでしょうか。このように、日の当たり方によって、萬代橋の明るさも異なるため、背景の建物の色もそれに合わせ変えていく必要があるのではないかと考えております。萬代橋周辺の景観のルールについては、信濃川の開放感を維持すること。萬代橋を眺める視点場からの眺めをよくすること。この2点をコンセプトとして考えております。このコンセプトのもと、建築物の高さや色彩の規制、広告物の有無や色、面積などの規制、鉄塔などの色や高さの規制などが必要ではないかと考えております。

萬代橋周辺の建物の高さについて、現在のルールは高さ50メートルまでといたしております。萬代橋周辺の魅力を向上させるために、基本的な考え方といたしましては、高さについ

てどうあるべきか。皆さんのご意見を聞きたいと思います。

一つ目の案といたしまして、現行の高さ基準 50 メートルから、一旦 50 メートルよりも低い高さで設定し、背景となる建物の見える面積を抑えます。景観上、支障がないものについては、建物の高さ 50 メートルまで建築できるとした案です。もう一つの案として、原則、建物の高さを 50 メートルのままとし、景観上、支障がないものについては、50 メートルを超えることができるようにするとした案。この高さにおける論点といたしましては、高さを厳しくしたほうがよいのか、今のままとしたほうがよいのかということと、また、景観に配慮した計画としたものには、高さの緩和をしてはどうかということが二つ目。高さを緩和するのであれば、景観上、支障がないものといった内容はこういったものにするのか。この 3 点について、皆さんのご意見をたまわりたいと思います。

次に、建築物の色彩についてです。この図表は、色の三属性、色合い、明るさ、鮮やかさで表すマンセル表色系です。赤、黄色などの色合いごとに縦軸は明るさ、横軸は鮮やかさを表す指標を数値で示しております。黒い線で囲んだ色を現在の新潟市の基準として推奨しております。ここで黄色の線で囲った 2 か所の部分は、萬代橋が日に当たっているときの色と、日陰のときの色をこの図表に当てはめてみました。自然現象でありますので、気候条件によりこの色とは違うときも当然あり得ますが、この萬代橋に日が当たったとき、日陰のときの色に着目し、萬代橋が引き立つよう工夫できないか検討しております。例えば、上流側から萬代橋を眺めるときは、萬代橋は南側に面し日に当たっておりますので、萬代橋は明るく見えます。このとき、背景となる下流側にある建物の色を暗めにするると、萬代橋が引き立ち、萬代橋を認識しやすいのではないのでしょうか。逆に下流側から萬代橋を眺めるときは、萬代橋は日陰となっていることが多いので、萬代橋は暗めに見えます。この際、背景となる上流側にある建物の色を明るくすると、萬代橋が引き立つかと思えます。このように萬代橋を引き立たせるため、色彩のコントラストで工夫できないか検討しております。

続きまして、萬代橋周辺における屋外広告物についてです。昨年度、万代地区のビルボードプレイスにおいて、広告物協定地区を指定させていただきました。この地区は信濃川に面しておりまして、河川景観に配慮した基準となっております。屋上広告を設置することはできず、また壁面広告については高さ 10 メートル以下。表示できる面積は 10 平米以内。自分の店舗等がある敷地内に設置される自己の名称などを表示する自家用広告物に限っては掲出を認めております。萬代橋周辺の景観ルールについては、信濃川の河川景観に配慮した、この信濃川右岸地区屋外広告物協定地区の基準を反映させたものにしたいと考えております。

続いて、その他、検討するルールについてです。建築物において、屋根形態をそろえると街並みとの調和ができるのではと考えております。また、屋外階段、ペントハウスを川側に

配置しないなどのルール。設備につきましては、設備を川側に配置しないといったルールや、設備の機械がそのまま見えるのではなく、目隠しなどを景観に配慮したルールが必要ではということです。鉄塔などの工作物については、高さや色彩の基準を設けること。屋外広告物については、先ほどの協定地区の基準に加えて、地面に立てるような独立看板などの野立広告、突出広告の配置についても、詳細なルールが必要ではと考えております。以上で、私から萬代橋周辺の景観ルールをどうしていくか、具体的な方向性について説明させていただきました。今後、市民の皆様や地域の方々等、いろいろご意見をいただきまして、具体的な景観ルールの素案づくりに向けて動いていきたいと考えております。本日は特に高さについての一且 50 メートルより低くし、景観上支障がないものは 50 メートルまで建てられるといった案。もしくは現行どおりの 50 メートルの高さのまま、景観上支障がないものは 50 メートルよりも高くできるとした案。このどちらがよいか、ご意見をいただきたいと思っております。また、これ以外の色、広告についても、ご意見をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

(事務局)

続きまして、景観重要建造物の指定についてご説明いたします。

説明の流れといたしましては、まずはじめに景観重要建造物の制度についてご説明いたします。次に、景観重要建造物を指定する方針と指定の基準につきましてご説明し、最後に指定の優先度と指定の候補についてご説明したいと考えております。それでは、順にご説明させていただきます。まず、景観重要建造物の制度についてご説明いたします。景観重要建造物の制度につきましては、景観法の第 19 条に定められておまして、市長は景観計画で定められている景観重要建造物の指定の方針に則し、景観計画区域内の良好な景観形成に重要な建造物であって、国土交通省令において定める基準に該当するものを景観重要建造物として指定できると定められております。なお、景観計画に定める指定の方針と、国土交通省令で定める基準につきましては、後ほど、ご説明させていただきます。

景観重要建造物の指定の状況についてですが、平成 25 年度末時点で全国で 305 件が指定されております。現時点では、新潟市内、新潟県内では指定の事例はございません。また、参考に政令指定都市 20 都市ですが、ご覧の 6 都市で指定されておまして、その他の 14 の政令指定都市では平成 25 年度末時点では、指定の実績はございません。文字だけですとイメージがしづらいと思われまますので、参考にいくつか景観重要建造物の事例をご紹介しますと思います。

こちらは、さいたま市の景観重要建造物の旧坂東家住宅でございます。江戸末期に建築された建物をそのまま同じ場所に復元したものとなっております。こちらは、京都市の景観重

要建造物の吉田邸といわれるもので、明治期に建築された町屋といわれる建物でございます。こちらは、名古屋市の景観重要建造物の文化のみち撞木館でございます。大正期から昭和初期に建築された建物です。これら三つの事例のように、現時点におきましては、他都市で景観重要建造物に指定されているものの多くは、歴史的な建造物が多くなっている状況ですが、必ずしも歴史的な建造物である必要はございません。景観重要建造物の指定を受けますと、優れた景観を保全するために、増築、改築、移転、除却、外観の変更を行う際につきましては、現状変更の規制がかかり、市長の許可が必要となります。なお、通常管理行為や緊急時に行う行為は許可不要となっております。また、この許可を受けずに、増築や改築、色彩の変更など改修をした場合、現状の変更をした場合や、許可に付された条件に違反した場合は、市長は原状の回復等の措置を命令することができるものと定められております。また、景観重要建造物の指定を受けた場合、その所有者や建物の管理を委託されている方には、景観重要建造物の良好な外観が保全されるよう、適切に管理する義務が生じてまいります。この管理が適当でないことにより、景観重要建造物が滅失、毀損するおそれがある場合や管理が適切に行われてない場合は、市長は所有者や管理者に対しまして、必要な措置を命令または勧告することができるものとされております。

なお、景観重要建造物よりも規制が厳しい文化財保護法に基づく名勝の指定や重要文化財建造物などに指定された場合、または地震や火災などによりまして、景観重要建造物が滅失、毀損し、景観重要建造物の優れた景観が失われた場合、市長は景観重要建造物の指定の解除を行うことができると定められております。

また、景観重要建造物に指定されますと、税制に対する支援措置としまして、相続税について適正な評価が受けられることとなっております。また、景観重要建造物のうち、歴史的建造物などにつきましては、建築基準法の適用を受けることにより、良好な外観の維持を図ることが困難になる場合が想定されるため、その制限の緩和の措置が設けられております。さらに新潟市では、景観重要建造物の外観の修理・修景に係る経費の一部を助成する制度を今後、新たに設けてまいりたいと考えております。

次に、景観重要建造物の指定方針と指定基準についてご説明いたします。先ほど、ご説明しましたとおり、この指定方針に則しまして、指定基準に合致するものを景観重要建造物として指定することとなります。まず、指定の方針についてでございます。指定の方針は、平成19年4月の景観計画策定時にすでに定められておりまして、まず道路やその他公共の場所から望見することができ、市民に親しまれ、地域の景観形成上重要と認められる建造物を所有者と協議して指定するとしておりまして、さらに外観が歴史的または文化的、あるいはシンボリックな特徴を有すると建造物となっておりまして、この方針に基づきまして指定するこ

ととしております。指定の基準は国土交通省令で定められておりまして、二つの基準がございます。一つ目は、地域の自然、歴史、文化等から見て、建造物の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。二つ目は、道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであることとなっております。先ほど、ご説明いたしました、指定の方針に則しまして、この基準に該当するものを景観重要建造物として指定するということとなります。これらの指定方針と指定基準に該当する建物については、新潟市内に一定数あるのではないかと考えておりまして、その中でどのような優先度で指定の作業を進めていくのか。その考え方をご説明させていただきます。まず、一つ目の観点は外観の現状維持です。景観重要建造物の制度は、外観の現状維持を図ることで地域の景観の保全を図ることを目的としております。近年に建設された建物などにつきましては、修繕などは行われましても、解体撤去は当分の間、ないものと想定されます。それに比べまして、歴史的建造物と言われるものは、老朽化や後継者の不在により解体撤去などが予想されますので、景観重要建造物の指定を優先させるべきである必要があるのではないかと考えております。また、外観の現状維持を図るためには、その建物を所有される方の保存という意思が重要であると考えております。例えば、登録有形文化財建造物につきましては、所有者自らが建物の維持を目的に登録を申請するものでありまして、この登録有形文化財建造物をはじめ、所有者の保存の意思が示されているものを優先的に景観重要建造物に指定していきたいと考えております。また、景観重要建造物の指定につきましては、その建物の保存のみで終わらせるのではなく、その建物を活かしたより質の高い景観の形成や地域のまちづくりの貢献を促していくことが重要であると考えております。以上のことから、景観重要建造物の指定として、まずはじめに取り組むものとしたしましては、湊町新潟を象徴する伝統的な景観を有する地域に存在しております、所有者の保存の意思、意向がある歴史的な建造物について、優先的にこの指定の協議を行ってまいりたいと考えております。

現在、具体的な候補といたしまして、通称白壁通りの伝統的な景観を構成する施設あります、旧齋藤家別邸、行形亭、北方文化博物館新潟分館の三つの施設を指定していきたいと考えております。行形亭、北方文化博物館新潟分館につきましては、登録有形文化財建造物でありまして、旧齋藤家別邸は新潟市所有の施設となっております。この地区では、先ほどもご説明させていただきましたとおり、特別区域の設定による景観の誘導、また今後、道路の美装化なども予定されております。こちら行形亭は約300年近くの歴史を持つ老舗料亭でございまして、門や土蔵、母屋など10件が登録有形文化財建造物になっております。北方文化博物館の新潟分館は、明治期に実業家が建築したもので、母屋や茶室、土蔵など7件が登録有形文化財建造物となっております。こちらの写真が市所有の旧齋藤家別邸でございます。

なお、こちらの旧齋藤家別邸につきましては、先日、国の文化審議会文化財分科会におきまして、名勝への指定が答申されております。今後、正式に名勝として指定される予定となっております。先ほど、制度の説明でご説明させていただきましたとおり、名勝に指定された場合、より厳しい制限により保存されることから、景観法の規定に基づきまして、景観重要建造物の指定ができなくなるということになっております。当初は指定する予定で検討しておりましたが、名勝として文化財保護法により指定される予定でございますので、こちらは景観重要建造物の指定からは少し外れていくという形で考えております。

このほか、今後、景観重要建造物の指定を検討すべきものとしまして、中央区の古町通8、9番町周辺の通称古町花街地区と言われている地区に残ります、登録有形文化財を含む歴史的建造物を景観重要建造物の指定の候補としていきたいと考えております。この地区には登録有形文化財建造物の鍋茶屋をはじめ、景観上重要な歴史的建造物が存在しております。また、市の助成制度を利用した建物修景工事や、道路の石畳化が行われるなど、面的な街並みの整備が進んでおります。また、今後、市の認定を受けました地元住民の組織などを中心としまして、特別区域などの景観ルールなどを検討していきたいと考えております。古町花街地区の主要な歴史的建造物の例をご紹介します。

こちらは、江戸時代後期創業の老舗料亭の鍋茶屋です。7棟が登録有形文化財建造物になっております。それから、こちらは鍋茶屋のはす向かいに位置しております、かつては芸妓が所属していました、元置屋の建物です。塀に囲われました前庭を持つ配置が特徴的で、外観も歴史的な意匠をよくとどめていると思います。こちらは、日本舞踊の市山流の家元の住居兼稽古場の建物です。なお日本舞踊の市山流は、新潟市の無形文化財にも指定されております。こちらは、先ほどの市山流の家元の建物と、小路を挟みましてお隣に位置していません、座敷を貸す茶屋と言われる建物で、現在は営業を休んでおります。こちらにも塀に囲われました前庭を持つ外観となっております。

さらに手元の資料にはないのですが、この隣には料亭の建物で有明という建物がございます。この日本舞踊の市山流の家元の建物から茶屋の建物と料亭の建築物と3棟並んでおりまして、伝統的な景観を見ることができる場所の一つとなっております。

以上で、景観重要建造物の指定について、説明を終わりたいと思います。本日は、特に景観重要建造物の指定の優先度の考え方や具体的な候補についてご説明させていただきましたので、その点につきまして、委員の皆様方のご意見を伺いたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

最後に、報告事項の4番目、今後のスケジュールについてご説明いたします。特別区域設定のスケジュールと景観重要建造物の指定のスケジュールと、それぞれ別にご説明いたしま

す。まず、特別区域の設定に向けた今後のスケジュールです。次の審議会では、本日の委員の皆様方からのご意見などを踏まえ、特別区域の素案のようなものを提示させていただきまして、再度、皆様からご意見をちょうだいしたいと考えております。その後、パブリックコメントによりまして、広く市民の皆様方からも意見をいただくこととなります。特別区域の設定につきましては、この景観審議会だけでなく、都市計画審議会にも意見を伺いまして、その後に最終的な案を景観審議会にお諮りしまして、特別区域の設定、あわせて景観条例の改正を行う流れとなっております。また、景観重要建造物の指定につきましては、今後、所有者の方と指定の範囲などの協議をさせていただきまして、協議が整った建造物から、こちらの景観審議会にお諮りさせていただきたいと考えております。その後、指定・公告という形になります。

長時間にわたりまして、時間が過ぎてしまいましたけれども、これで今日の報告事項を終わりたいと思います。

(大熊会長)

ご苦労さまでした。始まってから約1時間半たって、聞いてばかりでくたびれたのではないかと思いますので、シナリオにはないのですけれども、5分間、休憩したいと思います。3時から再開したいと思いますので、頭をリフレッシュしてきていただければと思います。よろしくお願いします。

(大熊会長)

おそろいですので、再開したいと思います。

これから報告の1の①、それから②、それから2、3の今後のスケジュール、それぞれに分けてご意見を伺いたいと思いますけれども、多分、1時間はかかるだろうと思います。後のご予定がある方もいらっしゃると思いますので、これだけはどうしても意見を言っておきたいということがあれば、お申し出いただいて先にご意見をいただいてご退席いただくかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、(1)の特別区域についての①白壁通り周辺地区の追加ということで、これについてご意見、ご質問をお願いいたします。

(丸田委員)

今回、初めて参加させていただくわけなのですが、私は過去のいきさつがほとんど分からないものですから私が皮切りで何か言えば皆さんも何か言いやすいでしょうという気持ちで、今、発言させていただきます。まず、白壁通りということなのですが、この名称は決定されているのですか。むしろ事務局にお聞きする質問になりますけれども。

(事務局)

正式に決定しているものではございません。通称で皆さんがこのように呼んでいらっしゃるといったところでございます。

(丸田委員)

分かりました。通称と言っても、私はこの資料を見て初めて分かったのです。

(大熊会長)

我々も初めてです。

(丸田委員)

そうなのですか。

それで、白壁通りというのは、現場は白壁がせいぜい 50 メートルあるでしょうか。白壁と言うにはすぐその奥には行形亭の黒壁があるのです。たった 50 メートルくらいしかないところの名称として、それが 100 メートルも続くということであれば私もまだ納得がいくのですけれども、単なる白壁通りですと特別区域ですか、地域指定されているわけですよ。だから、もっと個性があったり時代の歴史が分かるような、ここがこういう特別区域なのだという意味合いが理解できるような名称にしていくことがいいのではないかという素朴な疑問です。

(大熊会長)

ありがとうございます。まず、名称についてこれでいいのかというご意見があるということです。

丸田委員、そのほかはよろしいですか。

(丸田委員)

細かいことはたくさんあるのですけれども、時間もないので省かせていただきます。

(大熊会長)

どんどん言っていたほうが、皆さん、宿題として考えていただけますので。

(丸田委員)

それと、これはこの地区だけのことではないのですけれども、旧齋藤家別邸の写真を出していただきたいのですけれども、右手に電柱がありますよね。私の個人的な感想ですけれども、この電柱が景観に対して非常に邪魔をするのです。この建物そのものの価値を損ねるといいますか、その辺、隣の中村委員が写真家でご専門でいらっしゃるのでご意見をお聞きしたいのですけれども、これを取った写真とある写真を見比べていただければ、いかに電柱が邪魔であるかということは皆さんご理解いただけると思います。今日の資料を見ましたら、この道路の石畳化を図ると。そのときに併せて、今、市内の各所で電柱の地下埋設をやって

いますよね。ここを特別区域とするのであれば、せめてその特別区域だけでもいいから電柱を隠してもらえないかという、将来の要望です。

(大熊会長)

ありがとうございます。

今、電柱はどうするのかというご意見ですけれども、事務局で何かお考えはございますか。

(事務局)

道路の整備に併せまして、当初、電柱の地中化を検討していたのですが、ここは歩道もございませんで、どうしても地中化しますと変圧器などの地上機器、箱のようなものが出てきますが、それを納める場所がなくて、そういった箱が出てくることによってかえって景観の邪魔になってくるということもありまして、片側に電柱を寄せて景観をよくすると。今、両側に電柱があるのですが、こちらの写真では片側にしか写っていないのですが、片側に移していきたいということで、少し景観の向上を図ってまいりたいと考えて検討しております。色もなるべくこの景観の邪魔をしないようにという考えで、基本的には茶系になってくるのかなと思うのですが、そういった色に変えていくということも検討しております。

(大熊会長)

いろいろ検討しているけれどもなかなか難しいというご意見で、やれる範囲でやっという事務局の考え方だそうです。

(中村委員)

現在、景観特別区域が2か所ということですが、3か所目ということになると思います。すでにある本川大橋下流沿岸地区の最も重要な場所というのが、今日、審議に上がっている萬代橋の周辺だと思うのですが、萬代橋というのは景観重要建造物にはできないものかなという素朴な疑問です。

あと、もう一つ、25ページの特別区域の案(工作物)の自動販売機で、少し些末な問題だと思うのですが、やむをえない場合という言葉があるのですが、やむをえない場合というものがあるものかどうかです。景観的に重要な場所でも自動販売機が設置されているところがあちこちあるのです、あちこちの観光地等に行ってみると。色が塗られていたり原色でなかったりすることが多いと思うのです。この景観地区においてそういうカモフラージュの策を取れば設置できるものかという二つが疑問なのですが、よろしく願いいたします。

(事務局)

はじめに、萬代橋自体を景観重要建造物に指定できないかというご質問だったかと思えます。こちらは景観法第27条に文化財保護法によりまして重要文化財に指定されているものに

つきましては指定できない規定になっております。これに指定しなくても十分保全が図られているという趣旨で指定できないというすみ分けになっております。

(大熊会長)

それから、自動販売機のやむをえない場合というのはどういふときなのですか。

(事務局)

区域内に駐車場等もあるのですけれどもそういったところに、基本的には設置しないという趣旨でございますが、どうしてもまちあるきであるとかそういった方がいらっしゃる中で、設置も必要なのではないかとといった問題も考えられますので、そういった場合は周辺の景観に即した色あるいは修景措置をすれば設置可という形で考えているという案でございます。

(丸田委員)

この自販機の問題ですけれども、言ってみれば日本というのは自販機文化の国なのです。世界のほとんどの国で自販機をおいている国はないと思います。ここでこれから景観を考えていこうという機会なわけですから、この区域は大したエリアではないわけです、ほんの小さい、全体で建物の区域を入れて1.6ですか、それしかないわけですから、自販機を設置させないというようにしてほしいと私は思います。

(池田都市政策部長)

ここの議論で、私は自販機は設置しないというように指示したのですけれども、またこのように復活してきたのは、非常に内部の話で恐縮なのですが、というのは、この区域というのはそこに住んでいらっしゃる方の総意で決まるわけですので、自販機を設置したいという方がいらっしゃるのであれば、それを前提の内容にすればいいわけですし、皆さんが設置しないでもいいということで合意しているのであればしないでかまわないのではないかと改めて指示したのですけれども、その辺で望んでいらっしゃる方がいるのかどうか、はっきりさせたいかなと思います。

(岡崎委員)

その場所にもよるのです。旧齋藤家別邸には自販機がたしかすでにありますよね。休憩スペースにあるでしょう。ガイドの拠点になっているようなスペースがありまして、そこにはあるのです。ここで言っているだめというのはどこのことか。多分、外から見えるところの話ですよ。だから、その辺を仕分けしないと、この区域内にだめと言ったら少しおかしいことになります。

(大熊会長)

ありがとうございます。個人所有の敷地のところに作りたいと言っても作らせないということは、今の法律ではなかなかできないという状況にありますので、この辺、今、部長から

の意見もありましたので、再度事務局でご検討いただいたうえでこの辺の表現を再検討していただければと思います。

(山中委員)

通称白壁通り周辺の特別区域の範囲なのですけれども、スライド番号で言う 13 ページの図で、旧齋藤家別邸の庭に隣接する民家、北と東、それから分館の南ですか、ここを街区ごと指定できないのでしょうか。というのは、この区域の景観上、旧齋藤家別邸の庭も建物も分館の庭も建物も公開されていますので、そこの中から眺める視点場というのは非常に重要だと思うのです。私の記憶の限り、あまり隣の庭に接しているお宅の景観が障害になっているとは思わないので、そこにかりに 12 メートルと 15 メートルの差の 3 メートルないしは色だとか素材というので、将来、その範囲で阻害になるようなものが防げるのであれば、そこまでかけたほうがいいのではないかと思います。道を行く人に比べれば庭に入ってみる人の数は少ないと思うのですけれども、見る視点の意味というか、その人々の意識という意味では相当重要だと思うので、そうしたらどうかという意見です。

(丸山委員)

関連しまして、区域の設定の考え方も併せて説明してもらいたいと思います。

(事務局)

区域の設定の考え方でございますが、この通称白壁通りと言われておりますスライドの 13 ページの緑色の線ですが、今回の区域の設定につきましては、この白壁通りを歩いているときの景観をよくしていきましょうというコンセプトで考えておりました。そのコンセプトに基づきまして、道路に面している敷地の区域を設定した案ということになっております。

(大熊会長)

ということは、この緑の線のところが主体で、直角の方向のところは考えていなかったということらしいです。できれば、山中委員がおっしゃったように旧齋藤家別邸の西側の何軒かは、住まわれている方が賛同いただければいいのですけれども、その辺、聞いてみたりしたことはあるのですか。

(事務局)

これまではこういったお話はまだ差し上げてございませんので、ご意見をいただきましたので、そういったところも含めまして検討していきたいと思います。

(大熊会長)

可能であれば、同じこの区域内に入ってきますから、特に旧齋藤家別邸の西側は検討に入れたほうがいいのではないかと思いますので、ご検討をお願いしたいと思います。

そのほかの南のほうなどはどうですか。

(岡崎委員)

南に面接して重要な洋館がありますけれども、それを入れるかどうかは別としてあります。

それと、基準のことで、色彩のところなのですけれども、スライドで19ページになります。

中点の三つ目ですけれども、道路から見える外壁の基調色はうんぬんかんぬんで、つまりこれは赤も黄色もオレンジも緑も青もいいということを言っているわけですが、あの通りに面してそういう色の建物は、今、多分ないですし、今後できることも望ましくありません。これは一般の今の景観計画の基準よりは若干厳しめにしてあるのでそういう趣旨からは理解できるのですけれども、よくよく考えてみると、あの狭い範囲の中では特にこういう色は必要ないし、むしろできてもらっては困るのではないかと。それで、よく見ると、工作物のほうは24ページになりますけれども、厳しく書いてありまして、まちなみ景観と調和を保つよう、黒系統、白系統又は低彩度もしくは低明度の茶系統を基調とした落ち着いたある色彩とすること。これが今の実態でありかつ目標像なので、建物の本体も、基調としたということですから、アクセントカラーは別と考えれば特に問題はないのではないかと思います。

(事務局)

今、委員のご意見を伺いましたので、検討を進めていきたいと思っております。

(高松委員)

私も今の岡崎委員と同じ意見です。それと、特別区域で届け出の対象というところがあるのですが、今の通称白壁通りと言われているところに届出の対象となる行為というのが出てきているのですが、同じく特別区域の萬代橋周辺のきめ細やかな景観づくりについてというところでは、届け出の対象となる行為が記載されていないのです。ここはそういう行為、高さとか床面積にかかわらず、建物だけではなく、ここでは色彩とか模様替えというのを入れているのですが、萬代橋ではその辺が入っていないのですけれども、特別区域、一緒と考えていいのでしょうか。それとも別なのでしょうか。

それから、萬代橋周辺の建築物の色彩についての37ページです。細かいようなのですが、マンセル「表式系」となっていますが、これは「表色系」です。ここの訂正です。

それから、この色相は、先ほど岡崎委員がご指摘されておりました色相と全く彩度に関しては同じ基準を設けております。この辺の基準の決め方、根拠をお聞きしたいというのが一つあります。

それから、萬代橋のほうで明度を調節しようということをしているのですけれども、色彩で、ご存じだとは思いますが、表色系というのは物理量なのです。私たちに一番大事なのは心理量だと思っております。その辺の心理量はもう少し彩度も明度も上がるのが今までの調査とか研究で分かっているのですけれども、その辺の検討ももう少しされてはいかんか

と私は強く思いました。色がたくさん出てきます。すべての色相に網羅されていますので、単なる明度または彩度ということではなく、隣との関係とか周辺との関係の色差で検討すべきではないかと、経験上そういう物件がたくさんありましたので、意見として申し上げたいと思います。

(大熊会長)

ありがとうございます。

それでは、今、②の萬代橋周辺のきめ細やかな景観づくりについては議論が移りましたので、こちらに移りたいと思います。後で白壁通りのほうのご意見をいただいてもかまいませんので、先へ進ませていただきます。ということで、今、②の萬代橋周辺について高松委員からご意見がありましたけれども、事務局からご回答がございましたらお願いいたします。

(事務局)

まず、届出の対象となる行為につきましてご説明いたします。現在の信濃川本川大橋下流沿岸地区の届け出の対象がいろいろあるのですけれども、建築物に限って申し上げますと、高さが15メートルを超える場合または延べ床面積が1,000平方メートルを超える場合の新築ですとか増築が届け出の対象になるということになっております。今回、ルールづくりということでお示しした資料の中には、届け出の対象の考え方は書いてございませんが、現時点ではその部分につきましては現在の届け出基準のまま、つまり、15メートル超えですとか延べ床面積1,000平方メートル超えですとかそのままの基準でよろしいのではないかという形で考えております。

続きまして、彩度の根拠ということで質問がありましたが、実際に現地では調査はしておりません。これから現地に行って実際の色だとかそういったものを調査する予定ではおりません。また、彩度の根拠といたしましては、一般区域の彩度を努力基準として推奨していくように考えております。また、委員の申しました心理量や色差についても今後検討していきたいと考えております。

(高松委員)

ありがとうございます。先ほど萬代橋周辺、やはりここは都心軸でも一番市民のシンボルのところでもございますし、自然景観として私たちは守ってきているものだと思います。ですので、もう少し、やはり先ほどの白壁通りと同じような届け出もしくはアドバイスを受けるといことが、今までの中でも必要な場合がございます。しかし、それが無いがために非常に残念な思いをしてきた場合がございますので、その辺、ルールを作るわけですから、最初にしっかりとしたルールを作るべきだと思っております。

(大熊会長)

ありがとうございます。そういうご意見だということで、事務局、一度お考えいただければと思います。

(岡崎委員)

色彩のことなのですけれども、今回、萬代橋周辺のほうは特に彩度とかのこれは表を見れば分かるのでしょうか。現行よりは若干厳しくなって上限4とかになっているという考えでしょうか。実は、新潟市、これを決めたときに上限を6にしたのだけれども、私もずいぶん全国を調べただけけれども、今は6というのはかなり緩いのです。けっこう大きな都市でも絶対値でいうと4くらいのところが多いのです。新潟市から見ると6から4に下げると厳しくしたように見えますけれども、全国的な相場から行くと4というのは全然厳しくも何ともなくて、全く特別区域という雰囲気には見えないのです。あと、色相によってもいろいろ違います。この辺、もう少し細かく検討したほうがいいのではないかと思います。

それと、逆にコントラストというか、日当たりによってどうなのかというのは、逆に全国でこれをやっているところは、多分ありません。これはかなり難しいと思います。先ほどもご意見がありましたように、見え方というのは難しいのです。コントラストが出て萬代橋が目立って見えればいいですけれども、逆もあり得るわけです。ビルのほうが目立って見える可能性もありますので、ここはもう少し詳細にきちんと検討したほうがいいと思います。

(大熊会長)

というご意見ですので、この辺もご検討いただければと思います。

萬代橋周辺のきめ細やかな景観づくりについてということでは、35枚目、36枚目の高さについて、今日は特にご意見をいただきたいということですので、これについて、ご意見を願いたいします。

(岡崎委員)

この議論は私も長年かかわってきましたけれども、当時、一応緊急避難というご説明でしたけれども、50メートルをかけたときはリーマンショック前のミニバブルで駆け込みで、規制緩和の影響もありましてどんどん大きなマンションが建ちまして、実際にその会社が倒産したりということもあったわけです。新潟の都市規模を考えたりこれからの人口規模等を考えると、それほど大きいもの、例えば、駅の周辺だとか古町の中心なら分かりますけれども、特に萬代橋の周辺に大きいものを誘導する必要はないと思いますので、どちらかというところ50メートルより緩くするというのはよほど何か構造上の問題などで、実際によそでもあるのですけれども、一応50メートルと決めているけれども構造上とか特殊な例で、技術的な問題でどうしても51メートルにならなければならないということはあるのです。51だったり

52 だったり、そういうものは普通は認めているわけですが、そういう特例は認めてもいいかと思えます。

先ほどどこかに 75 メートルという数値が出てきましたが、26 ページですか、確かにDバイHでいくとこれはそれなりの開放感があるというのは一般的には分かるのです。確かに東京だったらそうかもしれませんが、新潟市の信濃川は特に開放性を売りにするのであれば、一般論というよりももう少し考えたほうが良いと思います。特に、そういう需要がたくさんあるとも思えませんので、今より緩くすることはしないほうが良いと思います。

(大熊会長)

ということは。

(岡崎委員)

1か2で選べと言われれば1ということになります。あと、ほかにも景観上支障がどうこうについての議論ということがありましたけれども、景観上支障がないかどうかを客観的に判断するというのは難しいのです。つまり、これが50か51あるいは30、あまり変化がないものだったら特例としてそれは総合的に判断して認めるというのはよくやるのですけれども、あまりに幅が大きいと、そこを認めるのは技術的には難しくなるのではないかと思いますけれども、その話は置いておきまして、案1か2かといえば1というか、少なくとも現状の50を大きくゆるめることはしないほうが良いと思います。

(山中委員)

案1、2についてなのですけれども、少し乱暴な意見なのですけれども、かりに案2を特別地区として定めた場合には、実効性はほとんどないと思うのです。既存不適格が並んでる限りですから。しかし、新潟市は景観に対して特別区域を設けてどこまでやっているかというプロパガンダ的に言うと、案2を採用するとぬるま湯でやっているということをプロパガンダしているようなことになるので、数値が50メートル以下の何メートルにするかは別として、案1の方向が良いと思います。

(池田委員)

私は看板業をやっておりますので、その視点からお話しさせていただきます。今、ちょうど萬代橋を向こう側、またこちら側から見ますと、こちら側の川岸から見ると向こうの反対側の建物が全部見えますし、向こう側から西新潟のほうを見ますと、全部建物がきれいです。私の友人で海外の人などをたまにお連れすると、萬代橋を歩くのですけれども、新潟というのは本当にここに立つと建物が全部重ならないできれいに見えるねと言うのです。だから、ベターとしては今が景観としてはいいなと思います。

ただ、看板業をやっていると、私どもはやはり仕事ですから、大きな看板がぼこぼこ立

てばあれなのですけれども、やはり 10 メートル以下、それから建物の中の条例で大きな建物があっても一面のところは何平方メートルで抑えなければいけないとかそういう規定もありますので、それはさておいて、これから少子高齢化に向かって、新潟も景気がよくなるのでしょうけれども、信濃川の両脇の空き地にビルがどれだけ建つのか。そのくらい予想が立たないので何とも言えませんけれども、今現在の景観はとてもきれいだと思います。それで、私たち看板協会も早くから新潟市の条例にならしましてきちんと大きさ、色彩を守ってやっていますので、今自体は本当にベターだと思います。

(丸田委員)

私は普段、ときどきやすらぎ堤から萬代橋を見たり対岸を見たりしているわけですが、今、池田委員がおっしゃったのと私は同意見です。今の状態で、私は素人なので 50 メートルがいいか 70 メートルがいいか分かりませんが、市民感覚で見たときに、右岸から左岸を見る、左岸から右岸を見る、萬代橋の上から川面を見て上流あるいは下流を見る。大変美しく思えるのです。視点場を設けているいろいろやっておられた努力は認めるのですけれども、あまり開放感が非常にあるところに変な制約を設けるよりも、同一のスカイラインで対岸が見えたらつまらない風景にしかありませんので、ある程度変化があるほうがいいのではないかと思います。全く素人の感じ方ですけれども。

(高松委員)

今、とても美しいと。私も美しいところもあればというコメントにさせていただきたいのですが、萬代橋周辺のきめ細やかな景観づくりについての 32 ページのところにもご意見を求めているのだと思います。建物の色、広告物の有無、鉄塔の色はどうかというクエスチョンがあります。私もこれは何とか考えてほしいなど、長年ずっと思っていました。やはりこの景観はどうあるべきかというところなのですけれども、人工物は特別区域ではある程度規制していただきたいと思います。この見え方は決して美しいものではないです。昔から私も建築業界にいましたので、タチカワブラインドの広告をずっと見ていたのですけれども、非常に何とかならないものかと。劣化してかなり退行してきているのですが、それでも目立ちます。

それからこの鉄塔、何メートルあるでしょうか、60 メートル以上は航空法で決まっていますが、たしか法が改正されたと思います。ですから紅白にしなくてもいいはずですが。この辺のところ、今の時期でしかできないのではないかと、少し厳しくしていただきたいと望んでいます。

(砂田委員)

萬代橋の関係の 16 ページになりますが、緑のゾーンを特別区域として指定する予定でご提

案になっているのだらうと思います。これは萬代橋の上下流という意味では八千代橋と柳都大橋までを描いていらっしゃるのか、それから川幅方向についてはどのくらいのところで線を引いていらっしゃるのか、概略を教えてくださいたいと思います。

(事務局)

範囲につきましては、砂田委員のおっしゃるとおりで柳都大橋から八千代橋の範囲までの右岸、左岸の範囲となっております。また、川からの距離なのですが、現在の特別区域の信濃川本線区域の幅であります100メートルの数値で検討しております。

(長谷川委員)

少しミーハーな情報かもしれないのですが、坂本龍一さんの新しいアルバムが1月17日に発売されるそうなのですが、そのアルバムの写真に萬代橋が載っていて、それが多分ホテルから撮ったであろう萬代橋の写真がどうやらアルバムに採用されるということもあり、やはりこれは新潟の宝だと思うところでもあります。そして、こうしたことを考えるにつけ、世界的にも注目されるという部分では、背景にある色についてはきちんと規制し、開放感に似つかわしいような形で整えていきたいところだと思います。

私自身が気になっているのは、実は、夜の景観も気になっていて、屋外広告の点灯している、いわゆるネオンというものであったり、最近では切り文字の広告がとても増えてきていて、社屋のものであったり、例えば新潟日報のような、文字がそのまま光るというものが最近はとても増えてきています。そうすると、そういうものが目立つわけなのですが、見上げたときにそれで本当にいいのだらうかという思いがあるので、そうした切り文字的なものに関しても何らかの形で明るさを抑えてもらえるような配慮ができないだらうかと感じました。それから、高さについては新潟日報は規定外の建物だったと思うのですが、かなりのボリュームがあって色々な視点場から見ると圧迫感があるということもあるので、案1という形で、その周辺の方々にもこうした視点を取り入れていただけるような形できちんと規制をかけていただきたいと思います。

(中村委員)

この視点場のアンケートを取るというきっかけになった案は私が意見を出した結果なのではないかと思うのですが、けっこう微妙なアンケートだったのです。アンケート数が少し少ないということはあるのですが、フェイスブックで出されて、この審議会の直前にばたばたとやられたと思うのですが、微妙な部分があるのでもう少し丁寧な調査方法をとるべきだらうと思うのは、私がカメラマンということで毎日というか、しょっちゅう萬代橋を見て風景をととても気にしているのです。昔から私は新潟県内の風景を撮っているのですが、新潟はやはり萬代橋だらうと。新潟の誇りで、そのくらいしかないのではないかと。今は白壁

通りとか旧小澤家住宅などもありますから、二、三か所しかない非常に重要な場所なわけです。しかも都心軸にあって、新潟にとってではなくて日本にとって大事な信濃川と海に注いでいるわけです。そして港湾もあり、見方によっては非常にいい視点が得られる場所ではあるのです。これをどうしていくかということが今までかなりおざなりになっていたので、ほかよりもかなり厳しくというか、丁寧に取り組んでいく必要があるのではないかと痛感しています。本当に新潟にとっては非常に大事な景観なので。

私がいいと思う視点場というものがそうなかったのですが、萬代橋そのものをどう見るかということと、周りの景観とどうマッチさせるというかバランスのある風景になるかということはまた別の話なので、そういったことも分けてアンケートを考えていく必要があるなどという気はします。なので、これは継続して調査していく必要があると思うのです。私も本当に適当にいいねを押しただけなので。一般の方はフェイスブックに載った写真を見て判断するわけです。全く萬代橋を知らない人も、もしかすると押しているかもしれません。そういった場合に、正確な情報が得られるかということはありません。少し方法を変えてもう少し丁寧に写真を作ってやってもらいたいということです。

あと、先ほど長谷川委員が言っていっちゃったように、新潟日報社と名指しで悪いのですけれども、私は今の視点場の写真から見ると決してあそこにマッチしていないのではないかと。グッドデザイン賞を取った建物ではあるのですけれども、それは機能とか単体で見た場合にいいのだろうということは分かるのですけれども、やはり、萬代橋を合わせて考えた場合の景観をあまり考えていっちゃらないような気がするのです。これは私個人の意見かもしれないのですが、一つ大きいのは、アーチです。少しふくらんだあれが萬代橋のアーチと不協和音を出しているような気がするのです。これも個人的な意見かもしれないのですが、私がカメラマンだからそういう意見なのかもしれないのだけれども、私のビジュアルとして見る視点というものももう少し取り入れてやっていくべきだなと。もちろん私だけではないのですけれども。とても気になって、写真を撮るときに非常に撮りにくいのです。

私が今まで撮った写真があるのですが、建物とのマッチングというものは非常に重要なのですけれども、樹木、植栽も非常に重要だと思っています。中を見ると、例えば、こういうものは植栽でかなり和らげられているのです。これもそうだと思うのですが、これはもう港湾としてというか港として見えるので、こういう角度は非常に大事な角度です。こういう景観をもう少し作っていく必要があるのではないかと思うのです。これで、例えば、こういう緑とか樹木でかなり和らげられるわけです。そういったところで、では建物はどうするかというのは、ある程度できたものは仕方がないのですが、視点場も合わせてこれを和らげていくような計画を立てていくべきだろうと思うのです。和らげられないような可能性のある計

画は、極端ですけれども見直しをしていただくとかということも大事かなと。自然の素材は萬代橋にけっこうマッチすると思うのです。これも私の意見かもしれませんが、ですから、和む風景というか癒しになる風景が萬代橋には大事だと思うのです。やすらぎ堤にいて遊んでいると癒しになると思うのですけれども、まだまだ空は広いですね。しかし、建物の形によっては損なわれてくるような気がするのです、こういう視点は必要だと思います。

もう一回視点場総選挙、形を変えて、少し批判めいていますけれどももう少し丁寧な形でやっていただきたいと思っています。50メートルがいいのかそれ以上がいいのかというのはあるのですけれども、例えば、50メートル以上になるのだったらどういう審査をしてどういう基準でとおしていくかというのが非常に大きいのですけれども、それはだれが主体的にやるかというのは、景観審議会ではなくて、ほかの方々もいらっしやると思うのですが、それを市民にどう諮るかという問題は大きいと思うので、今までと少し違うパブリックコメントというか、もう少し丁寧なやり方が必要かなと思います。

(大熊会長)

いろいろ難しい問題を投げかけられていますけれども、また総選挙をやるというのは時間的に、先ほどの今後のスケジュールから見ると難しいかなと思うのだけれども、景観上支障がないものというのをどう考えていくかということも、今、そこに緑が入るか入らないかということが一つ中村委員から提案があったのかなと思います。

それから、私の意見を言わせてもらおうと、前に30メートルという数字がどこかに出てこなかったでしょうか。30メートルというのが前回出てきましたよね。本当の川沿いは30メートルくらいで奥行き100メートルのうちの50メートルくらいまでは30メートルくらい。その奥であれば50メートルくらいはあり得るかなと感じているので、これは一律にそうするのではなくて、奥行きで考えるという考え方もできないかと思っております。それと、清水建設が造ったあの建物は何という名前だったか分からないですけれども、ほぼ50メートルなのだけれども、やはりボリューム感があって壁という感じがどうしてもしてくるのです。その建物とその後ろのメディアシップとの関係で少しこの景色が悪くなっているのかなという気もするのです。やはり高さだけではだめで、その工夫が必要なのかなと。あのとき、清水建設の人にどうなのだと聞いたら、良いものを造りますから大丈夫だと言っていたのだけれども、結果はあまりよくないと私は正直思います。彼は自信を持って答えていたのだけれども、決していいものとは私も思いません。それで、この辺はボリューム感も含めて考えていく必要があるのかなと思っています。

それと、8ページのところで少し気になるのは、萬代橋から見る眺めよりも萬代橋を見る眺めが大事と。「よりも」が気になるということで、萬代橋からの眺めも大事だけれどもとい

う修正をしていただければと思ったりもしています。

それから、先ほど夜の景観も非常に重要だということで、夜のところはまだ全然検討していないので、一度夜の点もどういう感じなのか見ていただいて、夜についてもある一定の方針が出たらいいのかなと思っております。難しいかもしれませんが、ご検討いただければと思います。

(村山委員)

先ほど長谷川委員から、夜のことについてということで、今も夜についてはまだ議論の余地が多分にこれから残されていると思うのですが、私も夜については思うところがありまして、夜、けっこうやすらぎ堤をランナーの方がたくさん走っておられますが、私も走りながらいろいろな角度から萬代橋を眺めるという機会がございます。その中で、萬代橋の明かりがけっこう優しい明かりなのに対して町の明かり、水面に映っている様子は非常にきれいなのですが、やはり少し萬代橋が目立たなく見えてしまうというのがもったいないなと感じております。もし、今後何かそういった議論ができる場があるのであれば、長谷川委員と同意見になってしまうのですが、まちの明るさのようなものをもう少しどうにかできないかなと考えております。

あと、建物の高さに関しましては、1と2とございますが、何十メートルだからこれでオーケーということはやはりいちがいには言えない部分がありますので、こちらも細かいところを取り扱っていると非常に議論の余地が多分に残されているとは思いますが、先ほど山中委員からご意見が上がりましたように、新潟市の景観に対する姿勢を示すという意味では、私は案1のほうに賛成したいと思っています。

(大熊会長)

ありがとうございます。

ところで、もう4時になりましたので終わりたいとは思いますが、とても終わらないので、この後ご予約のある方、これだけは言っておきたいということをお話しいただいてご退席いただいてもかまわないと思います。

(西村委員)

白壁通りのことに少しもどりますが、地獄極楽小路という名前は日本で新潟が唯一ですが、白壁通りは全国どこにでもある名前なので、いろいろな景観形成の戦略を練るときに、やはり新潟固有のものをなるべく大事に磨いていくということだと思います。今回、領域の中に地獄極楽小路は入っていないので、できればそこも入れておいたほうがいいのではないかと思います。

もう一つ、萬代橋の景観ですが、萬代橋の景観を考えると、萬代橋が常に景観の中心

にあるということではなくていいと思っているのです。いろいろな表情を見せます。つまり、逆光のときは逆光の萬代橋があって、日に照らされているときは日に照らされているときがあって、霧の中に浮かんでいる萬代橋があって、雪の中の萬代橋もある。しかし、それは常に景観の中心になろうとすると、萬代橋が今まで支えてきた全体の仕組みがそぎ落とされるような気がするので、そういう萬代橋の景観の深さみたいなものは大事にしたほうがいいのではないかと。常に中心にあるべきだという景観を作ろうとすると、それは失敗するのではないかと思います。

最後にもう一つですが、高さ規制のことですけれども、新潟の高さ規制はある意味では頑張った規制だと思います。それは常に解除する方向の圧力にさらされるわけです。我々はこの景観審議会の委員一人一人としてこの高さ規制に対してどういう態度をとるかということ常を常に試されているので、そこは一人一人の委員の方からお考えいただいてじっくり向かっていただきたいと思います。

(池田委員)

私はどうしても看板業界からの意見になるかもしれませんが、新潟県民というのは保守的で新潟というのは何となくおとなしい。確かに萬代橋というものを一つの売りとして、夜の景観、夜の明かりといったものも萬代橋が引き立つように町の明かりを抑えたい、それも十分分かるのですけれども、今の若者が新潟へ来てどこに遊びに行ったらいいのだろうと、新潟のまちの夜はどこが賑やかなのかと。また、他県から出張に来た人が新潟は夜にどこへ遊びに行ったらいいか分からないのだと。そうした場合、もう少しまちの夜の明かりというものも、これから観光、それからいろいろな意味で地域の活性化に向けて、東京、お台場、横浜みたいなライトアップはできないかもしれないけれども、もう少し町の明かりももっと活発にならないと、新潟は何となくいいものはあるけれども保守的だという、それをある程度これまでの新潟をこれからの新潟に変えていくためにも、夜のサインというのも大事だと思います。

それから、やはり遠くから見て知らない人がホテルからあそこに新潟日報があるのだな、何とかがあるのだなという視点でも、夜のライトアップとか夜のサインというのも意味があると思います。ただ萬代橋だから萬代橋、やはり萬代橋はすばらしい、これはこれでそうなのだけれども、すべてそれに合わせるのではなくて、これから、やはりまちの活性化にかけてもサイン関係は大事だと思いますので、よろしく願いいたします。

(山中委員)

先ほどの西村委員の意見に大賛成なのですけれども、あるいは今の池田委員、それから前の村山委員の言ったようなことを考えていくと、景観ルールというのが果たして高さとマン

セルでいいのだろうか。萬代橋の橋詰めのまちの境界のイメージというのはこうあってほしいという定性的なものを伝えるようなやり方はなかなか難しいけれども、そういったところまで踏み込んで誘導する方向を伝えるというのでしょうか、そのとおりにならないにしても、何かそういうことの必要性があるように感じました。

(大熊会長)

ほかにいかがでしょうか。

時間も迫っていますので、次の景観重要建造物の指定についてもご意見いただければと思います。西村委員のように前に返ってもかまいませんので、一応先に進ませていただいて、ここのご意見をいただければと思います。

今回、通称白壁通り周辺地域について、旧齋藤家別邸は名勝指定されてしまったから少し難しくなっているということで。

(事務局)

まだされていないのですけれども、限りなくされているに近いです。

(大熊会長)

あそこまでいったらされたのと同じです。過去にひっくり返った試しはありませんので。

行形亭と北方文化博物館の新潟分館について、特に指定するということについて。所有者の方々は、ここはどういう態度なのか。

(事務局)

行形亭と北方文化博物館新潟分館の所有者の方につきましては、事前にお話しさせていただいておりまして、指定の方向については了解、承諾されているといった状況でございます。

(大熊会長)

登録有形文化財に登録されているということと今のものはほとんど抵触しないということですね。

(事務局)

はい、けっこうです。

(大熊会長)

それから、今後指定を検討している建造物として古町花街地区の何軒かの案が上がっているわけですが、これについて所有者の方と話はある程度進んでいるのですか。

(事務局)

古町花街地区につきましては、しっかりと所有者の方とお話はまださせていただいていない状況でございます。

(大熊会長)

そういう状況で、何かこれについてご意見があれば。進める方向でいいのか進めないほうがいいのかということですが。

(中村委員)

ここと違う場所ですが、旧小澤家住宅はいかがでしょうか。

(事務局)

指定の考え方というところでご説明させていただきましたけれども、みなとまち新潟の歴史的な景観といったところがございますので、これからまた古町花街の次には、当然、候補としては上がってくるのではないかと考えております。

(岡崎委員)

旧小澤家住宅は市指定なので、その辺の問題もあるかと思えます。

それで、基本的にはどんどん進めていただければ、これはだれにとって害があるような話ではありませんので進めていただければいいと思えますし、先ほど池田都市政策部長もおっしゃったように、西大畑界限と古町花街界限と旧小澤家住宅界限というのはやはり大事だと思えますので、どんどん進めていただければと思えます。

(大熊会長)

進める方向でやっていただきたいということでもあります。

(池田委員)

お聞きしますけれども、あくまでも建物だけなのですか。重要文化財となると、その持ち主がどう変わるのですか。

(大熊会長)

重要文化財の場合でも、持ち主は元々の持ち主です。

(池田委員)

元々の方ですか。

(大熊会長)

普通は元々の持ち主のままです。

(池田委員)

土地と建物は元々の持ち主の方ということですか。

(大熊会長)

そうです。

(山中委員)

繰り返しの発言で恐縮なのですが、景観重要建造物のスライドの番号が入っていない

いのですけれども、指定の候補についてという、白壁通り周辺地区で、通りに道路の美装化の予定、特別区域の指定による景観の誘導と。これは本来的には特別区域の資料に出てくるべきだと思うのですけれども、道路の美装化に対して、私は必ずしも景観的にいいのだろうかという疑問を常に持っています。写真を1枚そのアングルの中で撮ればそれは格好になるけれども、周辺の道路との関係で言うと、むしろ黒舗装のままのほうがいいような美装化というのも全国津々浦々に見られるので、先のことだとは思いますがけれども、少し気になるということを議事録に残したいと思います。

(大熊会長)

素材を選ぶときには山中委員に聞いてから選ぶということが必要なのかなと思いましたがけれども、ご意見、よく分かりました。

(中村委員)

(1)、(2)、(3)の今後のスケジュールなのですが、景観重要建造物と特別区域に関するスケジュールがあるのですが、萬代橋に関するスケジュールは考えていらっしゃるのでしょうか。

(事務局)

萬代橋の特別区域の設定のスケジュールにつきましても、併せましてこの特別区域の設定のスケジュールで、今後の手続き的な流れとして例示させていただいているというところで、流れとしては白壁通りと萬代橋も一緒の流れになります。

(中村委員)

という、次回、景観審議会を1月末予定で、その後パブリックコメントという予定で、萬代橋も併せて審議するわけですね。

(池田都市政策部長)

旧齋藤家別邸周辺は、だいたい皆さんがたのご賛同といいますかご意見というのは統一されたかなと思っておりますが、萬代橋はまだまだ議論が足りないかなと今日も感じております。ですので、この1月末提示というのは、まだ急ぐ必要はないのかなという気がしております。

(中村委員)

全く別個に考えたほうがいいのですよね。

(大熊会長)

それと、時間的に二つもやれないと思います。

では、スケジュールに関してもご意見が出ているので、この辺もご意見いただけますでしょうか。

今日、初めておいでの方でご意見がまだ出ていないので、渡邊聖子委員、佐原委員、植木委員、ぜひ、感想でもかまわないし、少しご意見をお願いします。

(植木委員)

景観の議論から少しずれてしまうのかなと思って言えていなかったのですが、私は萬代橋の夜の景色が、萬代橋を望むやすらぎ堤からの景色が好きで友達とそこで夏の夜にお話をしたりとか、そのまま残していきたいと思っております。そのときに、車で行きにくいなと思っていて、車で行けるような、できれば無料の駐車場があったらいいなと思っています。しかし、それはどこに、こちらの議論でいうべきではないのかなと思っていたのですが、あるといいなと思います。

(中村委員)

県営駐車場が朱鷺メッセの一番端ですよ。萬代橋に近いところが1時間無料です。

(植木委員)

そうですか。分かりました。

(大熊会長)

朱鷺メッセのところから距離があって。

(中村委員)

CではなくてDでしょうか、結婚式場のすぐ近くです。あそこが1時間無料です。

(植木委員)

では、歩きます。

(中村委員)

あそこから歩いて5分かからないと思います。

(植木委員)

ありがとうございます。

(渡邊委員)

今年の夏にライトアップされていて、とても美しい萬代橋を見ていたのですけれども、それが終わってしまったのがとても残念に思います。

それと、少し薄暗いので、やすらぎ堤のところの安全面をもう少し何とかしていただけたら、夜、一人でもジョギングできるなと思ったので、その辺も今年の夏に感じたことです。

(佐原委員)

私は県外出身で、新潟も長くなりつつはあるのですが、やはり、駅から古町へ抜けるという、新潟のシンボルというかシチュエーションとして県外の方が流れる道ではあると思うのです。しかし、ポイントがないといえますか、道案内がとにかく新潟にはあまりなくて、放

り出されてしまうことが多いのです。例えば、女池インターを降りて水族館に行こうと思っても、途中から案内がなくなるのです。近くになるとまもなくですみtainなご案内が出るのですけれども、駅から古町に向かう過程でもやはり同じようなことがよくあって、そこを通過点にしたときの視点のようなものと分かりやすいのかなど。

あと、2歳くらいの子どもを連れてよく遊びに行くのですが、子どもと一緒に遊ぶ場所としてはとても気持ちがいいのですが、車の問題もありますし、ベンチはあるのですが、みんなで時間を過ごすうえで、例えば、金沢市の犀川とか、みんなが憩いの場として使う場所としては市民の方とか県民の方の意識があまりないというか、そこですごそうと思う方がとても少ないのです。もったいないなというのが私がずっと長年、県外から来た者としては市民が過ごす場所としてのイメージが薄いのがもったいないと思います。昭和大橋の袂とかはよく行くのですが、同じくらい価値があると思うので、そういう視点もあるといいなと思っています。

(大熊会長)

ありがとうございます。

番場委員も今日は発言していないような気がしたのですが、一言お願いします。

(番場委員)

なかなかタイミングが見つけれなくて話していないのですが、景観重要建造物のほうで思ったのが、建造物に対しての修理、修景にかかる経費の助成などはあるかと思うのですが、旧齋藤家別邸ですとか、今後指定されるか分からないのですが、旧小澤家住宅とか、庭も含めて一つの建物の景観として認められていると思うのですが、そういう庭の保全などに関する支援とか助成というのも今後入ってくるのでしょうか。

(事務局)

今の段階でお示ししている案の中では庭の手入れとか整備といったものの経費の助成までは考えておりませんでしたけれども、他都市の事例などがもしあればそういったところを研究しまして、そこも含めて検討していきたいと思います。

(大熊会長)

丸山委員も先ほど一言あったけれども、委員の立場からいろいろあるのではないかと思うので、もう少しご意見があればお願いします。

(丸山委員)

私は特別区域エリア指定の質問だけしたのですが、私が今勤めているところは信濃川の左岸で、ちょうどこの特別区域にあります。5階におりまして毎日信濃川の流れを見て、なおかつ遠くに飯豊山などが見えますので、非常に気持ちよく仕事ができていると。

そういった意味では、より行きたくなる信濃川沿いというのでしょうか、そういうものを目指していくといい方向になるのではないかと考えています。私の部屋から毎日信濃川左岸の堤防をジョギングしている人の姿が見えますけれども、楽しそうだなということで、仕事なんかしないで走りたいなというような、そういう気持ちのいい空間があるということで、そういうものが長く続くように期待しています。

(大熊会長)

ありがとうございました。

私も一言言いたいのは、萬代橋周辺のきめ細やかな景観づくりで、22 ページのところのホテルオークラの写真が写っていて、こここのところで逆光になって日影になっていると。これはいい意味で書いているのか悪い意味で書いているのかが気になったのです。私は唯一このホテルオークラの三角の影が好きなのです。やはり、建物があって、それで昼の光によって変わって行って影ができたりするというのはなかなかおもしろいと思っていて、私はこれが11位だったというからもう少し順位を上げたいと思うくらいなのです。悪い意味でなくて、私は逆光の萬代橋も大変いいなと思っています。先ほど誰かが言っていましたよね、いろいろところでいろいろな形が存在しているのがいいのだということで、一方的に日影が悪いということではないだろうと思っています。ともかく、この三角の影が好きだという、変な意見を言っておきたかったので言いました。

(丸田委員)

何度も申し訳ございません。萬代橋についてなのですからけれども、どれか代表的な、どれでもいいのですけれども、今現在、この萬代橋の姿が本来建築されたときの姿よりも地盤沈下で、どこの橋脚もそうなのですからけれども、橋脚のところに出っ張りがありますよね。あれがもう少し水面が下で設計されているのです。

(大熊会長)

もとはですね。

(丸田委員)

はい。多くの市民の方は恐らく、今、こうやって萬代橋を見たときに何となく平面的にといいいますか平坦に見えて、本来の設計されたときの萬代橋の姿ではないなど。地盤沈下だからどうしようもないのでしょうか。何か信濃川の水量を関屋分水で調整して。

(大熊会長)

それは無理です。海の水位で決まっていますから。

(丸田委員)

海の水位で決まってしまうのですか。

(大熊会長)

海の水位で。上で流量を減らそうが何しようが、それは残念ながら無理です。

(丸田委員)

造られた当時の写真を見ますときちんときれいになっているのです。だから返す返すももったいないなと思っています。仮にそういう設計時の姿が見えればもっと美しさが増すので、市民にも理解してもらえないのではないかと。

(大熊会長)

できれば昔に復元したいと思うのですがけれども、少し今の技術では無理かなと。地盤沈下というのは本当にマイナスしか残っていないということですよね、残念ですがけれども。おっしゃるとおり、もとの姿のほうがすばらしいです。

(中村委員)

しかし、意外にスマートに見えるのです。恐らく昔の姿よりもスマートというか、水面に密着して見える感じがして。

(大熊会長)

スレンダーになったという感じでしょうか。

(中村委員)

それはそれできれいかなと私は思います。

(丸田委員)

これはみんな少し出ていますね、土台が。意識的にとらえると。

(中村委員)

完全にうずもれたら地球温暖化のせいだなと思いますけれども。

(大熊会長)

それでは、もう4時半になってしまって、3時間ということで、長丁場でありましたけれども、たくさんご意見をいただいてありがとうございます。今日で決めるということではないので、次回、またたっぷりにご意見をいただければと思っております。事務局、今日はこのようなところでよろしいですか。

では、今日はご意見をいただくということだけでしたので、この辺で終わりたいと思いません。

(玉木まちづくり推進室長)

本日は、長時間にわたりご議論いただきましてありがとうございます。

今ほどたくさんのご意見をいただきましたので、またその内容を調べたり、今後のスケジュールについても調整して、また次回の開催のご案内をしたいと思っております。また、景

観以外の意見もいただきましたので、こちらで整理して関係部署にお伝えしたいと思っております。

それでは、第24回新潟市景観審議会を閉会といたします。なお、お帰りの際には忘れ物のないようご注意ください。本日は、大変ありがとうございました。